

平成28年度 教職員定期人事異動方針について

平成28年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年10月20日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

## 平成28年度 教職員定期人事異動方針について

### 一宮市教育委員会

#### 1 方針

愛知県教育委員会の「平成28年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- (1) 広く人材を登用し、適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- (2) 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- (3) 地域及び学校間における教職員構成の均衡、充実をはかる。
- (4) 遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的に調整に努める。

#### 2 実施要項

- (1) 校長については愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に、教頭については愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- (2) 多様で豊富な教育的経験をもてるように、学校種別間の交流について配慮する。
- (3) 同一学校の長期勤務者についての異動
  - ア 同一学校6年以上の勤務者はその対象とする。
  - イ 新任より同一学校5年以上の勤務者を対象とする。
- (4) 同一学校の短期勤務者についての異動
  - ア 勤務年数が3年未満の者については、原則として対象にしない。
- (5) 通勤時間は片道おおむね1時間30分程度までを原則とするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。
- (6) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に配慮する。

## 平成28年度教職員定期人事異動方針

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 2 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- 4 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- 6 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

第72号議案

一宮市木曾川文化会館ホールネーミングライツスポンサーの優先交渉権者の決定について

一宮市木曾川文化会館ホールネーミングライツスポンサーの優先交渉権者の決定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年10月20日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市木曾川文化会館ホールについてネーミングライツ（命名権）スポンサー公募の結果、優先交渉権者の決定をしたいのでネーミングライツ（命名権）事業導入に関するガイドライン第3項の規定により本案を提出します。

別紙

1. ネーミングライツ対象施設

一宮市木曾川文化会館 ホール

2. 優先交渉権者

尾西信用金庫 一宮市籠屋一丁目4番3号

提案名称「尾西信金ホール」

提案金額 1年あたり2,160,000円

総額 9,720,000円

期間 平成28年10月1日～平成33年3月31日（4年6か月）

3. 次点交渉権者・・・なし

第73号議案

一宮市市民会館等の管理に係る指定管理者の指定について

一宮市市民会館等の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年10月20日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市市民会館等指定管理者選定委員会において、一宮市民会館・一宮市尾西市民会館及び一宮市木曾川文化会館の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市民会館 一宮市朝日2丁目5番1号
- (2) 一宮市尾西市民会館 一宮市東五城字大平裏43番地1
- (3) 一宮市木曾川文化会館 一宮市木曾川町内割田一の通り27番地

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

- (1) 共同事業体の名称  
共立・伊藤忠UC共同事業体
- (2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
株式会社共立	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号	代表取締役 横田 健二

- (3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号	代表取締役 長田 邦裕

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

第74号議案

一宮市スポーツ施設の管理に係る指定管理者の指定について

一宮市スポーツ施設の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年10月20日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市スポーツ施設指定管理者選定委員会において、一宮市スポーツ施設の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市温水プール 一宮市若竹3丁目1番5号  
 (2) 一宮市テニス場 一宮市今伊勢町馬寄字西流9番1  
 (3) 一宮市光明寺公園球技場 一宮市光明寺字大日東70番地  
 (4) 一宮市尾西プール 一宮市富田字砂原2119番地  
 (5) 一宮市都市公園プール(4箇所)  
     ア 音羽公園プール 一宮市音羽3丁目13番  
     イ 九品地公園プール 一宮市文京1丁目3番  
     ウ 真清公園プール 一宮市公園通6丁目38番  
     エ 平島公園プール 一宮市羽衣2丁目5番  
 (6) 一宮市学校開放プール(6中学校・6小学校)  
     ア 南部中学校 一宮市浅野字長島39番地1  
     イ 北方中学校 一宮市北方町北方字宮浦42番地  
     ウ 大和中学校 一宮市大和町荻安賀字上東出80番地  
     エ 奥中学校 一宮市奥町字上平池55番地  
     オ 萩原中学校 一宮市萩原町串作字河室浦1番地  
     カ 千秋中学校 一宮市千秋町佐野字高須2982番地  
     キ 神山小学校 一宮市平和2丁目12番7号  
     キ 葉栗小学校 一宮市島村字大西出36番地  
     ク 西成小学校 一宮市西大海道字障子目30番地  
     ケ 丹陽小学校 一宮市三ツ井五丁目22番1号  
     コ 浅井南小学校 一宮市浅井町江森字大道附80番地  
     サ 今伊勢小学校 一宮市今伊勢町新神戸字乾26番地

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

(1) 共同事業体の名称

コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
株式会社コナミスポーツクラブ	東京都品川区東品川四丁目10番1号	代表取締役社長 塩野 紀子

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
近鉄ビルサービス株式会社	大阪府大阪市中央区難波二丁目2番3号	取締役社長 廣瀬 芳夫

### 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員の解嘱及び  
委嘱について

一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年10月20日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員1名辞職のため、一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会設置要綱第4条第2項の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成27年10月2日)

委員氏名	備考
すがの いুকこ 菅野 育子	愛知淑徳大学教授 平成27年10月2日付での辞 任届けが提出されたため

2. 一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員 委嘱候補者

委員氏名	備考	新任 再任
かわむら しゅんたろう 河村 俊太郎	愛知淑徳大学講師	新

3. 委嘱期間

平成27年10月21日から事業者との委託契約締結の日まで  
一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づく前任者  
の残任期間

## 一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市立図書館（以下「図書館」という。）の運営業務委託に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、図書館の運営を業務委託により行おうとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する委員5名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育文化部長
- (3) 図書館長
- (4) 弁護士
- (5) 公認会計士
- (6) 学識経験者

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該業務について委託契約を締結するまでの期間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、公開しないものとする。

### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定基準)

第7条 委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- (1) 委託目的が達成できること。
- (2) 利用者サービスの向上が図られること。
- (3) 提案書の内容が図書館の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その実施にかかる経費の縮減が図られること。
- (4) 提案書の内容に沿った運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される運営が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(選定結果の公表等)

第8条 委員会における選定の経過及び結果は、教育委員会が委託事業者を選定した後、公表する。ただし、委員会は、選定の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し、公表することができる。

2 委員会は、候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育文化部図書館事務局が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成27年10月20日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
35	木曽川凧あげまつり 実行委員会 実行委員長 かに ゆきひこ 可児 幸彦	第 11 回木曽川凧あげ まつり	木曽川河川敷で凧あげま つりを行い、小学生等こよ る自作の凧もあげて楽し む。 一般・小学生等 400名	平成28年 1月17日(日)	笠松町民米野 運動場 岐南町民グラ ンド	無料	(6)
36	尾西信用金庫 業務推進理事部長 たかま まさみち 高間 正道	冬休み特別企画 一宮市内囲碁クラブを 持つ小学校児童および 近隣小学校児童を対象 とした囲碁教室および 書道教室	・一宮市内の囲碁クラブを 持つ小学校児童および近 隣小学校児童を対象とし た囲碁教室および書道教 室 参加予定者100名	12月23日(祝・ 水)	尾西信用金 庫 本部6階	無料	(6)
37	NPOつなハピ 代表 とくだ ひろみ 徳田 洋美	一宮子どもと教育を語 るつどい	・講演 「子育てに希望を」 講師 大河原美以 氏 参加予定者 300名	平成28年 2月7日(日)	尾西グリー ンプラザ	無料 保育のみ おやつ代 100円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
46	家庭倫理の会一宮市 会長 おおはし やすこ 大橋 ヤスコ	子育てセミナー	和やかな家庭づくりを テーマにしたセミナー	①11月12日(木) 平成28年 ②1月16日(土) ③3月19日(土) ④5月21日(土) ⑤6月18日(土) ⑥7月16日(土)	①③⑤ ファクションデ ザインセンタ ー ②④⑥ 一宮市民会館	有料 200円	(6)
47	愛知県立起工業高等 学校 校長 ほつとり たかひろ 服部 隆宏	第48回デザイン展	デザイン科の学生が学 習の成果を披露する展 覧会	平成28年 1月9日(土) ～ 1月14日(木)	一宮市三岸節 子記念美術館	無料	(2) (6)
48	コーラスフェスタ実行 委員会 実行委員長 あさの やえこ 浅野 八重子	第20回コーラスフェ スタ	コーラスグループによ る合唱の発表会	平成28年 2月11日 (木・祝)	尾西グリーン プラザ	無料	(6)
49	社会福祉法人 樫の木福祉会 かしの木の里 施設長 たけだ のぶゆき 武田 信之	第15回 かしの木の 里 絵画展覧会 そ うぞうのとびら展	入所利用者の絵画展覧 会	12月16日(水) ～ 12月26日(土)	一宮市三岸節 子記念美術館 (12月20日ま で) 社会福祉法人 樫の木福祉会 らちえつと内交 流スペース (12月22日か ら)	無料	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
3 1	尾張剣道連盟 会長 内田武夫 <small>うちだたけお</small>	第34回 尾張中学校新人 戦剣道大会	尾張地区中学校の 男女剣道部による 団体トーナメント 戦	12月5日 (土)	一宮市総合 体育館	無料	(6)
3 2	一宮市卓球協会 代表 梅原一晃 <small>うめはらかずあき</small>	平成27年度 濃尾平野オー プン卓球選手権大 会	中学2年生以下の 男女別による団体 戦	12月23日 (祝・水)	一宮市総合 体育館	1チーム 2,500円	(3) (6)
3 3	一宮市スキー連盟 会長 江崎敏雄 <small>えざきとしお</small>	第54回 一宮スキー学校 妙高会場	一宮市及び近郊に 在住、在勤、在学 の方を対象としたス キースクール 募集人員 前期 40名 後期 18名	(前期) 12月28日 (月)～12月 31日(木) (後期) 12月31日 (木)～平成 28年 1月2日(土)	妙高高原 池の平温泉 スキー場	前期: 大人 55,000円、 小中学生 51,000円 後期: 大人 43,000円 小中学生 35,000円	(3) (6)
3 4	一宮市スキー連盟 会長 江崎敏雄 <small>えざきとしお</small>	第43回 一宮ジュニア スキー教室	一宮市及び近郊の 小学3年生から高校 生までを対象とし たスキー教室 募集人員 28名	平成28年 3月19日 (土)～21 日 (祝・月)	ヘブンス そのはら SNOWWORLD	小学生 32,000円 中学生以 上38,000 円	(3) (6)